

木更津市告示第 2 5 3 号

市税の申告等の期限の延長

木更津市税条例（昭和 3 6 年木更津市条例第 4 4 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（木更津市国民健康保険税条例（昭和 5 0 年木更津市条例第 2 8 号）の規定によるものを除く。）のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市
熊本県	宇土市
熊本県	宇城市
熊本県	八代郡氷川町